

松戸市建設工事総合評価方式雇用状況確認型試行要領 運用基準

1 試行要領第3条（評価の方法等）関係

雇用状況評価項目の配点、評価基準等は下記に定める。

評価項目	配点	評価基準	評価点
労働者への賃金支払状況	2点	公共工事設計労務単価の97%以上を確保する	2点
		公共工事設計労務単価の86%～96%を確保する	1点
		公共工事設計労務単価の85%を確保する	0点
		公共工事設計労務単価の85%未満を確保する	-1点
地元業者の請負	1点	自社施工及び地元業者への下請金額が占める割合が50%以上	1点
		その他（ %以上）	0点
建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	1点	経営事項審査の建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況の中の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」、「建設業退職金共済制度加入の有無」、「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」、「法定外労働災害補償制度加入の有無」の合計点が30点以上である	1点
		経営事項審査の建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況の中の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」、「建設業退職金共済制度加入の有無」、「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」、「法定外労働災害補償制度加入の有無」の合計点が30点未満である	0点
その他	2点	経営事項審査の「若年技術職員の継続的な育成及び確保」、「新規若年技術職員の育成及び確保」のいずれかの項目が該当である	1点

		経営事項審査の「若年技術職員の継続的な育成及び確保」、「新規若年技術職員の育成及び確保」のいずれの項目も非該当である	0点
		ISO45001を取得している	1点
		ISO45001を取得していない	0点

なお、上記の評価項目以外で、市長が必要と認める事項がある場合には、その目的及び内容に応じ配点、評価基準等を定められるものとする。

附 則

この運用基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和7年4月1日から施行する。